

一般社団法人日本ろう者ボウリング協会の会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員、競技会参加会員、賛助会員が支払う会費及び強化指定選手、育成選手又は専門スタッフに選定された正会員、競技会参加会員、賛助会員が定款第9条第2項に基づき支払う各登録に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本ろう者ボウリング協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第9条第1項に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

個人 20,000円

団体 12,000円+団体構成人数×10,000円

(2) 競技会参加会費

個人 15,000円

(3) 賛助会員

個人 5,000円

団体 12,000円+団体構成人数×10,000円

2 事業年度の途中で入会する場合も正会員又は賛助会員のその事業年度の会費を納めるものとする。

(登録費)

第3条 定款第9条第2項に規定する登録費は、次に掲げるところによる

登録費 指定選手登録費 20,000円

育成選手登録費 15,000円

専門スタッフ登録費 10,000円

(会費等の納入)

第4条 当法人に入会した正会員、賛助会員は毎年事業年度の会費として4月末までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。登録費の納入も同様とする。

2 競技会参加費は、10月末までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第5条 正会員、競技会参加会員、賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員、競技会参加会員、賛助会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事（会長）が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。